

登録事項証明書交付等申請

船舶法施行細則第 29 条
(総トン数 20 トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

登録事項証明書の交付(又は船舶原簿の閲覧)を請求しようとする者

【提出時期】

随時

【申請書様式】

登録事項証明書・船舶原簿謄抄本交付等申請書〔申請書式第 12 号〕

【添付書類】

なし

【手数料】(船舶法施行細則第 51 条)

- ・登録事項証明書の交付
 - 1 通につき: 900 円
 - ※申請書の所定の場所に収入印紙を貼付
- ・船舶原簿の閲覧
 - 1 船舶 1 回につき: 450 円
 - ※申請書の所定の場所に収入印紙を貼付

【申請先】

最寄りの地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)
又は、運輸支局(事務所)